

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 14時～15時42分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	神田 潔
副会長	佐々木 新一郎
委員	池田 香代子
委員	八木 一弘
委員	岡田 政義
委員	嶋崎 豊
委員	川崎 芳彦
委員	狩野 安徳

事務局	局長	井谷 匡志
	次長	宮嶋 俊明
	副主査	堀井 理沙

京都府水産事務所	課長	戸嶋 孝
	課長補佐	西垣 友和
	技師	水谷 昂栄

舞鶴市水産課	係長	上野 利彦
宮津市農林水産課	主事	曾根 知玄
京丹後市海業水産課	係長	磯田 新也

### 4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 知事許可漁業における許可の基準等について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について  
…昨年につき、「沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整につ

いて」「クロマグロの資源管理について」及び「ミニボートの安全対策について」の3議題を提出することを議決した。

第4号議案 京都海区漁業調整委員会指示について

…委員会指示第65号については引き続き議論をすることを、第66号については現行内容で更新することを議決した。

5. 議事

井谷局長

委員の皆さま並びに関係者の皆さまにおかれましては大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。12月1日に新しい漁業法が施行されました。それに伴いまして京都府も連動して京都府の漁業調整規則の方もお世話になりましたが12月1日から施行されることになりました。また、12月4日には参議院の方で、水産物流通適正化法という、実際、アワビとかナマコに関して漁獲証明がないと売れなくなるというような、トレサビリティについてきちんとしなさいというような法律が成立しました。これは2年以内の施行ということなんですけれども、いろいろ漁業の制度自体がだんだん変わっていく時期になるのかなと思っております。委員の皆さまにおかれましては、行政の方もその流れについていく、いろいろ変えていかないことが多々あると思います。ご指導、ご鞭撻いただきますようお願いいたします。また、京都府の沖合、海の方を見ても、今日の漁獲情報を見ても、田井とか成生、あと新井崎、蒲入あたりでブリが30本、40本ぐらい入っているようです。氷見の方とか非常によいというようなことを聞いておりますので、もっとどんどん来てくれたらなと思っております。また、カニの方ですけれども、11月末までの様子しか聞いていないんですけれども、11月末までは非常に天候が悪くて、あまり出られていない。例年でしたら12日ぐらい出ているのが9日ぐらいしか出られていないということで、それに伴って漁獲量も例年の7割程度ということなんですけれども、非常に単価が良くて金額はほぼ例年どおりというようなことで少し安心をしております。ただ、この先、忘年会とか新年会がみんななくなっているという風に聞きますので、年末から正月にかけて例年でしたら上がる魚の値段がどうなるのかなということを心配しているところであります。

今回の委員会もこれまでと同様に委員の皆さまには大変ご

迷惑をおかけしますが、発言の際にはマイクを用いていただくようお願いいたします。コロナの第3波がいよいよ流行し始めたようです。第1波・2波の時はあまりなかったですけれども、第3波になって宮津とかこの辺りでも身近なところで感染の話を書くようになりました。皆さまにおかれましても十分お気を付けください。

それでは只今から、第18回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日は吉本委員、益田委員がやむを得ない事情でご欠席されております。従いまして出席委員は8名となりますが、委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。それではここからは神田会長の議事進行をお願いしたいと思います。神田会長、どうぞよろしく願います。

神田会長

皆さまこんにちは。本当に今日は師走だというのに、ここに座っていると裏から暖かくて、寒いなというのはあまり感じないんですが、本当に盛漁期にあつていろいろとお忙しい中、こうしてご出席いただきありがとうございます。今、事務局の方からも12月1日に我々もずっと議論してきた漁業法の改正、そして調整規則の改正が12月1日にあったということで、これを私、新聞を見てみましたらですね、なかなか漁業法改正の記事がないんですね。これだけ我々が真剣にずっと考えているのに。たまたま私が取っている新聞には全国版ですけど本当に小さな囲み記事みたいな形で出ていました。それにはですね、改正漁業法施行と、それで企業参入を促進と。やっぱり一般新聞等々はですね、特に区画漁業権の問題でいろいろと議論されたようにやっぱり企業が参入しやすくなったということが、この漁業法の一番の大きな目玉だと言わんばかりの取り上げ方をされているということでした。実際そういったいろんな資源管理ということが非常に大きなウエイトを占めてきた中で、今日の議題でも諮問に答えるという形になるんですが、今日は4つの議案を用意させていただいております。1つには第1号議案として「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」ということでございますし、もう1つには第2号議案として「知事許可漁業における許可の基準等について」この2つは知事からの諮問事項でございますので答申に向けてのご審議をお願いしたいという風に思っております。そして第3号議案として「全漁調連日本海ブロックへの要望課題について」ということで、要望課題の審議をし

ていただきたいという風に思っております。これについても前回の委員会の中でまだ前年度の要望事項について回答がないということで、その後も事務局に確認しておりますけど未だに前年度の要望の結果について報告がないということでございますけど、これについても多分、余り大きな進展はないんだろうなということ等もあって、これについてあとでご提案しますけど3点ほどについてご審議を賜りたいという風に思っております。そして第4号議案として「京都海区漁業調整委員会指示について」、これも前回の委員会でいろいろとご審議いただきました。これについて引き続きご審議をいただきたいという風に思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議事に先立ちまして本日の議事録署名委員さんを指名させていただきますと思います。川崎委員様、狩野委員様、お二人にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは次第に従って進めさせていただきますと思います。まず第1号議案「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」でございます。これについては京都府の方から説明をお願いしたいと思います。

西垣課長補佐 (資料1-1～1-3に基づき説明)

神田会長 ありがとうございます。只今、説明があったとおり今まで若干と書いてあったのが、今度、現行水準ということで、現行水準というのはまあ極端に言ったら今まで以上に漁獲努力を増やさないとということがその裏返しという言葉だという風に思いますので、これについて何かいろいろご質問等ございましたら。

八木委員 目安をどのくらいオーバーしたらダメということになるのでしょうか。

西垣課長補佐 国の方から目安量ということで資料1-3に示させていただきますが、国のこの目安量につきましては、基本的に先ほど申しましたように京都府としては漁獲努力量で管理をするということになっておりますので、この目安量はいくまでも目安です。ただ、目安を超えた場合には、さらに漁獲量が積み上がらないように少し混獲回避というか漁獲量を抑制するような取り組みを指導していただきたいというような話になっておりますので、これを超えたからといって直

ちに採捕してはならないというような停止命令がかかる訳ではございませんが、少し漁獲を抑える努力なり取り組みです、取り組みができないかというところをご相談させていただいて、できる範囲で漁獲量の抑制というものに取り組んでいきたいという風に思っております。

神田会長

ありがとうございます。他、どなたかご質問なりご意見ございませんでしょうか。まあ、心配事も今の説明で、これからということもあって皆さんと相談もしていきたいということもありますので、特にご意見ないと思いますので、この議案については特に問題ないということで知事あてにですね、原案のとおり異議ないということで答申をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

神田会長

ありがとうございます。それでは「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」は、異議ない旨の答申をさせていただきたいと思います。

続きまして、第2号議案「知事許可漁業における許可の基準等について」これについても京都府の方から説明をお願いします。

西垣課長補佐

(資料2-1-1~2-2-1に基づき説明)

神田会長

ありがとうございました。只今、許可の基準と許可の有効期間という2つの諮問があったんですが、もう2つ合わせてそれぞれご質問なりご意見を賜りたいと思いますが、どなたからでも結構でございます。基準か有効期間どちらでも、先に感じた方からどうぞご質問なりご意見を賜ればと思います。今までの京都の漁業の実態をですね、そのままといったらおかしいんですけど、実態を文書化された。今までの考え方等をですね、という風に感じているんですけど、特にこの点はということが何か委員の皆さまからございましたらどうぞ忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

八木委員

順位の関係ですけど、ここでも、それから前回の時に僕は起業認可の有効期間はということで、概ね10ヶ月あるいは1年ぐらいだというような話を聞かせてもらったんですけど、この順位についてもこの起業認可ということは全く考え

なくてもいいんですか。起業認可から許可申請するという場合、それはあるかないかは知りませんよ。あるとすると、それはどういうことに、全くそんなこと決めていないから、起業認可にせんと許可をちゃんと取ってそれから書き換えたらかいようなことにするのか、認可をどういう扱いにするのかということではちょっと質問したいんですけど。

西垣課長補佐

まず起業の認可を受けていただいた方につきましては、新規の許可を受け付ける方とは別扱いになりますので、起業の認可を受けておられる方が許可申請をされたらそれはもう許可をしなければならないということになっておりますので、言ってしまえば第0位みたいなものですね、この順位には入ってこないということになります。

神田会長

ありがとうございました。他、ご意見ございませんでしょうか。

#### 【発言者なし】

神田会長

特にご意見ないようでございますので、今回知事から諮問のあった許可の基準についての諮問、それから許可の有効期間についての諮問、これら2つのですね諮問について共に問題がないということで知事あて原案に異議がないという旨の答申をしたいと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

神田会長

ありがとうございます。それじゃあ2つの許可の関係についてはですね、原案どおり問題がないということで答申させていただきます。ありがとうございました。

それでは次の議題に入らせていただきたいと思います。次は第3号議案「全漁調連日本海ブロックへの要望課題について」でございます。これも先ほど申しましたとおり、昨年度の要望の結果を受けていないという状況の中でありまして、日本海ブロックの方から早く要望を出してくれという要請もございますので、とりあえず国の結果を待たずにですね、冒頭申しましたとおり3つほどを要望していきたいという風に考えております。昨年と同じように沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整問題が1つ、それからクロマグロの資源

管理について、それとずっと懸案でありますミニボートの安全対策、この3つを要望してはと考えておりますので、事務局の方から説明をいただきまして、議論をお願いしたいという風に思います。事務局、よろしくお願いします。

宮嶋次長

(資料3-1、参考資料3-1に基づき説明)

神田会長

ありがとうございます。要望事項3つあるんですが、3つまとめて説明した後に議論をとということになると少しややこしくなりますんで、1つずつ皆さまのご意見等を伺いたいと思いますので、まず今説明のあったまき網漁業にかかる要望について何かご意見ございませんでしょうか。昨年の結果が出ていないのであまりよくわからないんですけど、基本的には昨年と一緒ということで、特に2番目ではちょっと追加ということで、VMS情報を積極的に活用した指導取締を行うことを、これはもうVMSをチェックできるのは水産庁しかない。従前から都道府県の取締機関にもですね情報をとということで行政レベル等々で色んな要望もしているんですが、あくまでもこれは取締のことについてはあまり情報提供はできないということで水産庁だけが持っていますんで、ここで一つ、積極的に活用した指導取締を行うことという一文を追加させていただいているということです。それと3番目には今、説明があった今後の大型化問題についてもですね、しっかりちゃんと協議を行うようにと、ここをちょっと補強した形で中身的には変わっていないということなんですが、何かご意見ございませんでしょうか。常日頃、色んな機会でもまき網問題については議論されていますし、これがしっかりと担保できたら大きな前進になってくるだろうなと思いますので、この中身で要望するということがよろしいでしょうか。

八木委員

僕も勉強不足だったんですけど、この要望の1番ですね、これはどのくらいのところから出ていますか。前回の段階では、他県から。こんなのないでしょう。

宮嶋次長

多くの海域ではだいたい6マイルということになっていますので、3マイルのところは非常に少ないということですので、おそらく、今、急にちょっと私も確認不足で大変申し訳ないのですが、多くなかったと記憶しております。

八木委員

それでね、この2番のVMS、2番に一文を追加されたんですが、完全にこれでもうやらざるを得んと思うんですけど。こんなこと言っとったって。水産庁は全然、そんなもん制限条件の変更をするということはもうあり得んと思います、何言ったって。こんなもの止めてしまっ、どうしてもVMSを全船につけると。これを大々的に要望してもらったほうがいいんとちゃうかなもう。このことを第一義につけろつけろと言うんだなど。そしたら水産庁もちょっと補助金をようけ出してつけさせようかということになった方がいいんじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

神田会長

ずっとこの委員会でも全ての船にVMSをつけたらということずっとやってきている中で、なかなか国の方は、回答の中ではつけないといけないんですね。2年ほど前か。拡大していききたいということだったんですけど、いききたいという方向だけで、そのための予算とか裏付けが何もないという形だったんで、八木委員さんが言われるように、とにかくみんなつけろということだけをまず声を大にして言ったらどうかと。つけられなかったら国は積極的に指導しますよということ逃げられないようにということだと思んですけど。とにかくつけろということに絞ったらどうだということですが。

八木委員

VMSと話し合いとである程度もっていかないと。

神田会長

どうでしょう。他にご意見。

【発言者なし】

神田会長

そしたらこの問題だけで時間を費やすのもいっただら変ですけど、ちょっとこの結論を後回しにしまして、あと2つなのでね要望課題がございますので、次に進めさせていただいて、最後にもう1回、確認をさせていただきたいと思しますので、次の要望課題について事務局の方から説明をお願いします。

宮嶋次長

(資料3-2に基づき説明)

神田会長

ありがとうございます。このクロマグロも中身的にはほとんど変わっていないということですが、何かご意見

ございませんか。ここは補強したらいいよとか。昨年の結果が何も返ってきていないなかでございますので誠に恐縮なんです。

ちょっと私からよろしいですか。今、特にこの1番ですね、漁獲可能量の配分について十分に配慮するというのを加えたということなんです、これ、定置の操業に支障をきたさないようにということですが、十分な配慮ということはどういうことだろう。具体的には、ちょっと理解し難いんですが。

宮嶋次長

そうですね、これまでは実績ということですが、そもそも論としてはFAOの指針によりますと、沿岸の伝統的漁法に配慮することということになっておりますので、まずはそういった定置、あるいは釣りなんか、京都の場合では定置なんですけれども、そういった漁業が困らないような形に配慮すべきであろうという風には考えております。また、過去の実績ということについても、いろいろともう少し配慮のしようがあるのではないかという思いをもってこれを付け加えさせていただいたということになります。

神田会長

ありがとうございます。他、何かご意見ございませんでしょうか。特に意見がなかったら、クロマグロの資源管理についてはこの提案のとおり日本海ブロックに要望するというところでよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

神田会長

ありがとうございます。それではもう1つの要望課題であるミニボートの関係について事務局の方からお願いします。

宮嶋次長

(資料3-3に基づき説明)

神田会長

ありがとうございます。只今のミニボートの安全対策について提案の理由なりそれから中身も昨年と一緒ということでございますが、何かご意見若しくは実態からみてこういうことも付け加えたらいいよというのがございましたら委員のどなたからでも結構です。ご発言をお願いしたいと思います。

また私からで申し訳ないんですけど、中身はいいと思うんですが、安全対策上一番の問題なのは2番の方が先じゃない

かと。こっちをまずはですね、航行の区域を制限したりとか夜間の禁止ということをやまず強く打ち出したら、1番の方もかなり減ってくるんじゃないかということで、順番を、1番と2番を入れ替えたらどうかなというのがこれは私の個人的な意見です。やっぱりこれがより大事だという思いで。

川崎委員

何年も何年もこれ同じ要望を出しておられますけど、一つも聞き入れてもらえないというのはどういったことなんだろうということの方が疑問に感じます。

神田会長

それはどうだろう、事務局の方からかな。

宮嶋次長

そうですね、今年につきましてはまだ回答が返ってないんですけども、おそらくは従前どおりの回答の可能性が非常に高いと考えております。確かに川崎委員が仰られるように、ミニボートについてはすごく対策が遅れているんだろうなと思っております。だからといって要望しないわけにもいかず、何とか聞いてくださいというところが正直なところなんで、歯痒いところではあるのですが、やはり要望していくしかないのかなという風に考える次第でございます。

神田会長

私の方からも。ちっともまともな対応策についてあまり聞いたことがないんですね、みんな。毎年毎年、のらりくらりという形で。私も何回か陳情に行ってますけど、「よくわかります。そういう問題もありますけど」と言いながらもふにやふにや言って。まずは危険防止のための啓発をやっていきますというぐらいしかないんです、いつもこの問題は。その度に講習会なんかではその周知を徹底しますとか。そういう程度でいつも返ってきているんですね。だけど、一担当の課長かなんかが言ったのは、「みなさんそう言っているけど、どれだけ本当に事故があったのかというのが我々十分に把握していない」ということ。現地から聞いていないと言われました。国の要望に行った先で。これ保安部の関係だったんですけど。そういうことを考えたら、そしたら本庁に要望するよりも、まず先に地元の。地元から上がってきていないということで逃げようとされてしまったんで。そういう認識があまりないんですね。事故とかいうことについては。やっぱり大きな事故があるとすぐ国はパッと対応しますが、事故がないとなかなか動かないと。やっぱり地元から上がってきていないということでふにやふにや言って対応をはっきりさ

せなかったというのは私自身が全国の陳情に行った時に、そういう対応を見てから、国ってそんなものかなと思ってですね、下から上がってきてないからということで、非常に歯痒く思ったことがございます。本当に暖簾に腕押しみたいな感じでなかなか反応がないんですが、少なくともこれは問題が解決したことではないので引き続き要望するということがよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声多数】

神田会長

ありがとうございます。なかなか本当に、毎回毎回議論して要望しても何も成果がないということで歯痒い思いはあるんですけど、やっぱり問題があるよということは常に発しておかないといけないだろうなと思いますので、その点、しっかりと色々な場でもですね、要望したものが少しでも形になるようにですね、ブロックまた全国の中でも反映できるような形で京都海区としても意見はしっかり述べていきたいという風に思います。

それじゃあ3つのなかであと1つ、大中型まき網について八木委員さんからの発言、ご意見等もあったんですがこれについてどうでしょう。

八木委員

難しいようですし、よろしいですけど。

狩野委員

京都府の3海里ですけど、日本全体で一番多いところはどこが一番多いかということですか。4海里があれば6海里もありますし。その辺がどんなもんかなということですね。京都府が3海里とか色々な諸事情がですね、昔あったんだろうと思いますけど。できるならば全国统一ですね、一定統一の海里にすればですね、この機に。よりよくいいんじゃないかという気がしますけど。特にどんどん大型化になってくるということは当然のように、これはどう動くか、どういう行動するかはわかりませんが、その可能性は少なくなるということだと思いますので、資料的にといたらおかしいんですけど、他のところが、長崎は何海里あるのか、新潟佐渡は何海里あるのかというような資料だとかがもしあれば、それについてじゃあなぜそうなのか、というような内容からそういう格好にできないのかというような解釈の方法もあるのかなと。京都府だけこう3海里だとかどうだとか言っているけど、決まったことはしゃあないんで、やっぱり他府県のなんでそ

のようになっているのかなという方向からですね、進めていくしかないのかなというような気がしますけど。

神田会長

ありがとうございます。まき網の制限、いわゆる禁止区域、これらは本当にもうバラバラなんですよ。長い歴史の中からやって、毎回、昔、指定漁業の一斉更新時期がありましたのでその時に見直しをとすることをずっとやってきたんですけど、なかなかその地域地域で歴史的な経過があるということで、国でもなかなか取り上げてくれないということで、本当に府県毎に違ってですね、急に6海里が3海里になったりとかいうのが多々ありますし、禁止区域がないところもあつたりとか、島だけを丸く囲んで、だから例えば冠島とか小島なんかだったら、本来だったらあそこの周りを丸で囲んで禁止区域というのが日本全体ではそういうのが多いんですよ。ただここは昔、軍港の問題かなんかあったのかしれませんが、そこまで島を囲った形での禁止区域がないということで、歴史的な経過があるということで、なかなか国の方は触ろうとしてませんが、これについてはまた色んなみなさん共通の認識として、事務局の方でまき網のいわゆる、今、国は出してるんですかね情報として。禁止区域とかなんか。今はなかなか出さないでしょう。

宮嶋次長

そうですね。

神田会長

色んな経過があるから。

八木委員

これは元の、知事許可の小型まき網を京都府はものすごい重視してたわけですね。ですから大型は全然なかった。そして後から出てくる大型が。全国の漁業に基づいて。そういうことで、大型のあのもんはなかったけど、京都海区というか中部日本海区で大型化がどんどん進みかけた。それと比例して大型は、大中型は6海里だとかなんだということを決めずにもうずっと、昔の小型まき網のあれを踏襲していったんで、こういう結果になったんだろうと僕は予測するんですけど。これは難しい。

神田会長

確かに、狩野委員さんからのご発言もあったように、もっともっと勉強することも必要だと思いますんで、それでやっぱり色んな攻め方も変えていかないと。ただ、国の方もガードが堅いなど。たぶん八木さん、道東なんかも制限区域、禁

止区域はないですよ。あれは制限、許可の中の制限でかなり沖合までダメだと言っているけど。禁止区域としてはないですよ、確か。ほとんど禁止区域がなくて、色んな制限条件でみんな縛られているというなんか変な、昔からやっぱり沿岸と沖合漁業と歴史的な経過の中で、そうして決まっているのかな、八木委員さんの発言にあったように。京都はごく沿岸だけのあれだというような経過もあって。ただし、これ、提案理由に書いているように、ずっと変わってないからということで、やっぱりこれをしっかりと訴えながら言っていきたい。だから狩野委員さんからあったように、また別途、そういう全国の禁止区域の一覧図かなんか入手できたらそこらも含めて、勉強会的なこともやりながらまき網の歴史をちょっと、禁止区域、制限条件等々についてですね、もう少し勉強しながら、また、新たな戦略で攻め立てていくということも大切だと思いますので、それはまた次の段階で、勉強会等々やっていきたいという風に思いますので、要望書については特に何かご意見ございませんでしょうか。

八木委員

昨年、大中型まき網の一斉更新をやっていると思うんです。その時の許可の一覧表、冊子があるはず。それから全部図面も書いて、全国の。それを1冊もらえないんですかね、水産庁から。

神田会長

昔は水産庁に言って、よく何でももらえたけど、今はなかなかもらえないという風に聞いているので。

八木委員

個人情報保護法の関係でしょう。

神田会長

そうなんですかね。ただ、禁止区域だとか制限条件なんて個人情報じゃないと思うんですが。いろいろと難しいことがあるのかもしれませんが、少なくとも国は全部持っているはずなんで、またそういうちょっと情報を集めていただいて、委員会じゃなくて勉強会的な形でもまたしっかりと、お互いの認識を共有する必要があると思いますので。

では他に、特にこれについて問題がなければこの形で要望させていただきたいと思いますが、大中型まき網の件について、これでもよろしゅうございますでしょうか。

【異議なしの声多数】

神田会長

ありがとうございます。それじゃ大中型まき網の件、それからクロマグロの件、ミニボートの件、この3件をですね、日本海ブロックに京都海区からの要望課題として提案させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは次は、第4号議案として「京都海区漁業調整委員会指示について」これについてもうだいぶ時間も経ってますけど休みなくこのままいきたいと思いますので、ご了承賜りたいと思います。それでは海区漁業調整委員会指示について、また事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

宮嶋次長

(資料4-1, 4-2, 4-3に基づき説明)

神田会長

ありがとうございました。委員会指示、この2つについては前回の委員会でもいろいろとご議論いただき、油餌の方については特に問題ないんじゃないかということで基本的にはご了解いただいております。先ほど冒頭に申しましたとおり、漁業法の改正が12月1日付けで施行されたことで、指示を発出するための漁業法の条文が第67条から第120条になるということ、これがこの間の委員会では全く議論されてなかったもので、この点をご確認いただきたいなということでございます。この油餌の方については特に問題ないんだろうと思いますが、あと火光利用については概ねもう議論は出尽くしたのかと、前回。そういった中で、事務局の方はこの間の議論を受けて基本的には現行で更新をと。ただ現行なんですけど、保護区域を実態に合わせた形にするとか、それから漁業法の改正で条文が変わったんで、根拠法が第67条から第120条に変わるということはどうでしょうかという形なんですけど、みなさんの忌憚のないご意見を賜りたいという風に思います。

【発言者なし】

神田会長

先ほどの説明のとおり、保護区域を実態に合わせるのに少し時間がかかるということで、現在、この委員会指示というのはまだ3月末まで有効ですので、今日の委員会ですら別に決まなくても、次回なのか次々回なのかわかりませんが、そこでもう1回議論させていただくという形にさせていただいて、今日はとりあえず66号の油餌だけについてはこのままの形で、有効期間を3年延長するということを決議するという形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、火光利用については結論をもうすこし先にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

神田会長                    ありがとうございます。今日は盛りだくさんの議題があつたんですが、これで一応、本日の協議事項は全て終了いたしました。事務局の方から何かございますでしょうか。

宮嶋次長                   (事務局より今期委員会の委員会開催に関する事務連絡)

神田会長                    ありがとうございました。それでは本日の委員会はこれをもって終了させていただきたいと思います。本日はどうもご苦労様でした。ありがとうございました。

**【閉会 15時52分】**

# 第 18 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 2 年 12 月 10 日 14:00～

京都府水産事務所 研修室

## 1 開会

## 2 議案

第 1 号議案 特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 知事許可漁業における許可の基準等について（諮問）

【第 2 号議案資料】

第 3 号議案 全漁調連日本海ブロックへの要望課題について

【第 3 号議案資料】

第 4 号議案 京都海区漁業調整委員会指示について

【第 4 号議案資料】

## 3 その他

**第1号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における  
知事管理漁獲可能量について（諮問）**

**【理由】**

京都府知事から、さんま・まあじ・まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量についての諮問がありましたので、答申に向けて御審議願います。

**【添付資料】**

資料 1-1 諮問文（写）

資料 1-2 知事管理漁獲可能量（別紙）

資料 1-3 水産庁通知（写）

写

資料1-1

2 水 第 3 5 5 号

令和 2 年 11 月 13 日

京都海区漁業調整委員会

会長 神田 潔 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第 3 条第 3 項の規定により、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 1 項の規定による、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を、別紙のとおり定めることについて、改正法第 16 条第 2 項の規定により諮問します。

## 知事管理漁獲可能量（法第16条第1項関係）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）におけるさんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群に係る知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

特定水産資源	知事管理漁獲可能量
さんま	現行水準
まあじ	現行水準
まいわし対馬暖流系群	現行水準

写

資料1-3



2水管第1507号  
令和2年11月10日

京都府知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第4条第1項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定の例により、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定の例により、通知いたします。

記

(表) さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
さんま	現行水準	0.00	10トン未満
まあじ	現行水準	0.50	566
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	2.09	1127

第 2 号議案 知事許可漁業における許可の基準等について  
(諮問)

**【理由】**

京都府知事から、知事許可漁業における優先順位及び有効期間についての諮問がありましたので、答申に向けて御審議願います。

**【添付資料】**

資料 2-1-1 諮問文 [許可の基準について] (写)

資料 2-1-2 許可の優先順位 (別紙)

資料 2-2-1 諮問文 [許可の有効期間について] (写)

参考資料 2-2-1 許可の有効期間について

写

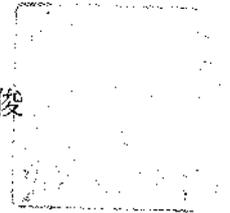
資料2-1-1



2 水事第521号  
令和2年12月4日

京都海区漁業調整委員会  
会長 神田 潔 様

京都府知事 西脇 隆俊



許可の基準について（諮問）

京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第5項及び第7項の規定により別添のとおり許可の基準を定めることについて、同条各項の規定により諮問します。

【担当】

京都府水産事務所  
漁政課 漁業漁船係  
西垣、水谷

(別紙)

## 許可の優先順位（京都府漁業調整規則第 11 条第 5 項関係）

- 第 1 位 許可を受けるために申請した漁業（以下、「申請漁業」という。）の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が、漁業許可を受けた漁船と同一の船又は代船により申請した場合
- 第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合
- 第 3 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合
- 第 4 位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者が申請した場合（以下「申請漁業の経験者」という。）
- 第 5 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
- 第 6 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合
- 第 7 位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

※ 第 1 位から第 4 位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

※ 第 5 位及び第 6 位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- 第 1 位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者
- 第 2 位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者
- 第 3 位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者
- 第 4 位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者

## 許可の優先順位（京都府漁業調整規則第11条第7項関係）

- 第1位 許可を受けるために申請した漁業（以下、「申請漁業」という。）の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が申請した場合
- 第2位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、申請した場合
- 第3位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者が申請した場合（以下「申請漁業の経験者」という。）
- 第4位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
- 第5位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合
- 第6位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

※ 第1位から第3位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

※ 第4位及び第5位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- 第1位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者
- 第2位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者
- 第3位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者
- 第4位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者

※ 以上の順位付けにより、許可等をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可をする者を決定する。

写

資料2-2-1



2 水事第522号  
令和2年12月4日

京都海区漁業調整委員会  
会長 神田 潔 様

京都府知事 西脇 隆俊

許可の有効期間について（諮問）

許可の有効期間については、京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第15条第1項の規定により5年としていますが、同条第2項の規定により漁業調整のため必要な限度において、それより短い期間を定めることができます。

つきましては、下記のとおり許可の有効期間を定めることについて、同項の規定により諮問します。

#### 記

#### 1 短い有効期間を定める漁業について

##### （1）ばいがいかごなわ漁業

有効期間：1年

設定理由：底びき網漁業の休漁期における雇用対策としても営まれている漁業であり、毎年使用船舶の入れ替えがあるため。

##### （2）機船底びき網漁業及び小型いかつり漁業のうち他県船の入会漁業

有効期間：1年

設定理由：府及び他県の業界間で締結された協定の内容に基づき許可している漁業であり、毎年協議により協定の内容が変更される可能性があるため。

#### 【担当】

京都府水産事務所  
漁政課 漁業漁船係  
西垣、水谷

京都府漁業調整規則第15条の規定による許可の有効期間について

1 規則第4条第2項の規定により漁業ごと、船舶等ごとに許可が必要な漁業(対人対船許可漁業)

対象	漁業種類		今回	従前	
対府内船	小型機船底びき網漁業	手繰第一種	・ 機船底びき網漁業	<b>5年</b>	3年
		手繰第二種	・ 自家用釣餌料びき網漁業	<b>5年</b>	3年
		手繰第三種	・ なまこけた網漁業	<b>5年</b>	3年
	・ とりがいかけた網漁業		<b>5年</b>	3年	
	機船船びき網漁業		・ さより2そうびき網漁業	<b>5年</b>	3年
			・ いそうお機船船びき網漁業	<b>5年</b>	3年
	かごなわ漁業		・ いそうおかごなわ漁業	<b>5年</b>	3年
			・ ばいがいかごなわ漁業	<b>1年</b>	<u>1年</u>
	小型いかつり漁業		・ 小型いかつり漁業	<b>5年</b>	3年
	対府外船 【入会】	小型機船底びき網漁業	手繰第一種	・ 機船底びき網漁業	<b>1年</b>
小型いかつり漁業			・ 小型いかつり漁業	<b>1年</b>	<u>1年</u>

2 規則第4条第2項の規定により漁業ごとに許可が必要な漁業(対人許可漁業)

対象	漁業種類		今回	従前	
対府内	固定式刺網漁業		・ はまち底刺網漁業	<b>5年</b>	3年
			・ ひらめ底刺網漁業	<b>5年</b>	<u>1年</u>
	いさざ落し網漁業		・ いさざ落し網漁業	<b>5年</b>	3年

**第3号議案 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について**

**【理由】**

当海区から全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望議題について、御審議をお願いします。

**【添付資料】**

(1) 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

**資料3-1** 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について (案)

**参考資料3-1** 中部日本海区におけるまき網漁船の大型化について

(2) クロマグロの資源管理について

**資料3-2** 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について (案)

(3) ミニボートの安全対策について

**資料3-3** 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について (案)

## 令和 2 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から 3 海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや、操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から 50 年以上も見直しが見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考えられる。また、最近では国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方向的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>そこで、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、現在のまき網漁業漁船の設備、漁労技術等が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。</li> <li>2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船への VMS 設置を早急に進める等、不完全な VMS の情報システムの改善を図るとともに、VMS 情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。</li> <li>3 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的で開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、水産庁として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。</li> </ol>	

中部日本海区におけるまき網漁船の大型化について

【背景】

- ・「漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業創設支援事業）」で第31源福丸（135トン）を199トンへ大型化。
- ・事業実施主体は日本遠洋旋網漁業協同組合であり、第31源福丸船団を用船。
- ・令和2年4月から3年間の試験操業による実証事業の後、水産政策審議会で漁獲能力や経営性を評価した上で本許可。
- ・従前、同船の主漁場は東シナ海・九州西部海域、主対象はアジ・サバ・ブリ類。中部日本海においては6月中旬～7月上旬にクロマグロ大型魚を漁獲。経ヶ岬正北線より西側の距岸距離20～30マイル沖合で4～5回網入れし、漁獲物は境港に水揚げ。日本海においてはクロマグロの漁獲枠を船団ごとに配分。
- ・大中型まき網漁船は、安全性、居住性及び作業性の向上を目的として、10数年前から漁船の大型化を推進

【協議】

○第31源福丸の大型化に係る説明（1回目：5/22）

- ・出席者：水産庁管理調整課（2名）、日本遠洋旋網漁業協同組合（組合長）、京都府漁協（組合長他2名）、京都府定置協会（会長）、京都府釣連（会長）京都府漁調委（会長他1名）、京都府水産事務所（所長他2名）

○第31源福丸の大型化に係る説明（2回目：6/18）

- ・出席者：水産庁管理調整課（2名）、日本遠洋旋網漁業協同組合（組合長）、東洋漁業（常務他1名）京都府漁協（組合長他3名）、京都府定置協会（会長）、京都府釣連（会長）京都府漁調委（会長他1名）、京都府水産事務所（所長他3名）

【結果】

- 日本遠旋代表理事組合長・東洋漁業代表取締役の連名で、京都府漁協組合長あてに誓約書を提出（6/23付け）

（誓約書の要約）

- ・中部日本海海区での試験操業は、夏期のクロマグロ操業のみ。
- ・地元沿岸漁船との操業トラブルが生じないように十分配慮するとともに、万が一の操業トラブル時には真摯に対応。
- ・試験操業後から本許可への移行の際には、試験操業結果を沿岸府県漁業関係団体に説明。
- ・本許可後の操業も、試験操業の形態を踏襲。

## 令和 2 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	クロマグロの資源管理について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>平成 30 年からの数量管理により、クロマグロ小型魚（30 kg 未満）及び大型魚（30 kg 以上）それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。</li> <li>2 資源管理の取り組みにより、漁業者が休漁して減収が強いられる場合には、十分な支援措置等を講じること。</li> <li>3 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。</li> </ol>	

## 令和 2 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	ミニボートの安全対策について
<p><b>提案理由、要旨等</b></p> <p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、海上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ミニボートに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。</p> <p>2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。</p>	

**第 4 号議案 京都府漁業調整委員会指示について**

第 16 回の委員会に引き続き、京都海区漁業調整委員会指示の更新について、御審議をお願いします。

**【添付資料】**

**資料 4-1** 京都海区漁業調整委員会指示の更新に向けて

**資料 4-2** 京都海区漁業調整委員会指示第 67 号（案）

**資料 4-3** 京都海区漁業調整委員会指示第 68 号（案）

**参考資料 4-1** 委員会指示図案

## 京都海区漁業調整委員会指示の更新に向けて

### 1 第 65 号「火光利用釣漁法の制限」

[事務局案]

- ・ 第 16 回委員会での協議を受け、基本的に現行内容で更新
- ・ 京定第 27 号及び 28 号の保護区域を削除：**参考資料 4-1**  
※京定第 15 号については保護区域削除の影響なし
- ・ 漁業法の条ずれの修正（第 67 条→第 120 条）
- ・ 有効期間は R6.3.31 まで
- ・ 京都海区漁業調整規則第 67 号（案）：**資料 4-2**

### 2 第 66 号「油餌釣漁法・はえなわ漁業の制限」

- ・ 現行内容での更新を第 16 回委員会で議決
- ・ 漁業法の条ずれの修正（第 67 条→第 120 条）
- ・ 有効期間は R6.3.31 まで
- ・ 京都海区漁業調整規則第 68 号（案）：**資料 4-3**

## 京都海区漁業調整委員会指示第 67 号（案）

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 神 田 潔

(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)

- 1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>京丹後市経ヶ岬突端正北の 2 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸崎突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺(水深 100 メートル以浅)の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の A1、A2、A3、A4 及び A5 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(ただし、3 月 16 日から 8 月 31 日までの間に限る。)</p> <p>A1 北緯 35 度 40.92 分 東経 135 度 25.33 分 A2 北緯 35 度 41.05 分 東経 135 度 24.95 分 A3 北緯 35 度 41.54 分 東経 135 度 25.15 分 A4 北緯 35 度 41.40 分 東経 135 度 25.50 分 A5 北緯 35 度 41.31 分 東経 135 度 25.50 分</p> <p>(2) 次の B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8 及び B9 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>B1 北緯 35 度 33.48 分 東経 135 度 29.20 分 B2 北緯 35 度 34.07 分 東経 135 度 29.51 分</p>	<p>(1) から (3) までの海域： 火光使用禁止</p> <p>(4) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	<p>B3 北緯 35 度 37.03 分 東経 135 度 29.75 分  B4 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 26.92 分  B5 北緯 35 度 37.10 分 東経 135 度 25.15 分  B6 北緯 35 度 36.41 分 東経 135 度 24.27 分  B7 北緯 35 度 35.75 分 東経 135 度 24.08 分  B8 北緯 35 度 34.79 分 東経 135 度 24.62 分  B9 北緯 35 度 34.44 分 東経 135 度 25.53 分</p> <p>(3) 次の C1、C2、C3、C4、C5、C6、C7、C8、C9、  C10、C11、C12、C13、C14、C15、C16、C17 及び  C18 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線に  よって囲まれた海域（ただし、共同漁業権京共第  22 号の区域については、9 月 1 日から翌年 5 月  31 日までの間に限る。）</p> <p>C1 北緯 35 度 33.97 分 東経 135 度 23.90 分  C2 北緯 35 度 34.69 分 東経 135 度 23.75 分  C3 北緯 35 度 35.40 分 東経 135 度 22.70 分  C4 北緯 35 度 35.41 分 東経 135 度 21.81 分  C5 北緯 35 度 34.61 分 東経 135 度 19.63 分  C6 北緯 35 度 34.18 分 東経 135 度 18.92 分  C7 北緯 35 度 36.79 分 東経 135 度 17.28 分  C8 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 17.68 分  C9 北緯 35 度 38.12 分 東経 135 度 19.43 分  C10 北緯 35 度 40.02 分 東経 135 度 20.20 分  C11 北緯 35 度 42.26 分 東経 135 度 20.53 分  C12 北緯 35 度 45.16 分 東経 135 度 18.78 分  C13 北緯 35 度 45.48 分 東経 135 度 17.63 分  C14 北緯 35 度 46.38 分 東経 135 度 17.42 分  C15 北緯 35 度 47.19 分 東経 135 度 16.37 分  C16 北緯 35 度 47.50 分 東経 135 度 15.30 分  C17 北緯 35 度 47.17 分 東経 135 度 14.16 分  C18 北緯 35 度 46.51 分 東経 135 度 13.65 分</p> <p>(4) (1)から(3)までを除く海域</p>	
2	北緯 35 度 54.19 分の線以南の海域（1 の項の海域を 除く。）	3 キロワット以内の電球 12 個以内

3	北緯 35 度 54.19 分の線から、いかつり漁業禁止区域線（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）別表第 2 いかつり漁業の項 1 口（8）の点及び（9）の点を結んだ線をいう。）までの海域	3 キロワット以内の電球 18 個以内
---	--	------------------------

（経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容）

- 2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
<p>1 距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の D1、D2、D3、D4、D5、D6 及び D7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>D1 北緯 35 度 40.59 分 東経 134 度 58.21 分 D2 北緯 35 度 41.86 分 東経 134 度 57.59 分 D3 北緯 35 度 42.01 分 東経 134 度 56.85 分 D4 北緯 35 度 41.57 分 東経 134 度 56.18 分 D5 北緯 35 度 40.97 分 東経 134 度 56.21 分 D6 北緯 35 度 40.18 分 東経 134 度 57.03 分 D7 北緯 35 度 40.35 分 東経 134 度 57.83 分</p> <p>(3) 次の E1、E2、E3、E4、E5 及び E6 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>E1 北緯 35 度 38.91 分 東経 134 度 54.06 分 E2 北緯 35 度 39.14 分 東経 134 度 54.67 分 E3 北緯 35 度 40.74 分 東経 134 度 55.37 分 E4 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 54.56 分 E5 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 51.83 分 E6 北緯 35 度 39.47 分 東経 134 度 52.05 分</p>	<p>(1) から (3) までの海域： 火光使用禁止</p> <p>(4) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	(4) (1)から(3)までを除く海域	
2	距岸2海里を超え、水深200メートル以浅の海域	3キロワット以内の電球 12個以内
3	水深200メートルを超え、いかつり漁業禁止区域線 (指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いかつり漁業の項1口(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域	3キロワット以内の電球 18個以内

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

(廃止)

4 平成30年3月30日付け京都海区漁業調整委員会指示第65号は、廃止する。

京都海区漁業調整委員会指示第 68 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における油餌を使用する釣漁法及びはえなわ漁業について、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会

会長 神 田 潔

1 油餌（油いかその他油性物を利用した餌又はその擬似をいう。）を使用する釣漁法及びはえなわ漁業を行ってはならない。

2 この指示の有効期間は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

（廃止）

3 平成 30 年 3 月 30 日付け京都海区漁業調整委員会指示第 66 号は、廃止する。

# 京都海区漁業調整委員会指示一覧図

油餌を使用した釣漁法・はえなわ漁業の禁止（京都府海域全域）

3kW以内電球18個以内

N35° 54.19' ライン

200m

200m

水深100m

2海里

2海里

兵庫県

至徳塔

福井県

久美浜周辺

網野西周辺

網野東周辺

経ヶ岬

冠島周辺

舞鶴西、宮津及び伊根周辺

舞鶴東周辺

### ■火光利用的漁法の制限

【禁止区域】

経ヶ岬以東…定置漁具から概ね2500m

経ヶ岬以西…定置漁具から概ね1000m

冠島 西側…定置漁具から概ね 300m

(3月18日～5月1日)

【制限条件】

-  3kW以内電球18個以内
-  10kW以内電球18個以内
-  30kW以内電球18個以内

### ■油餌釣漁法及びはえなわ漁業の制限

油餌を使用した釣漁法、はえなわ漁業を京都府海域全域で禁止

平成33年3月31日まで有効

-  定置漁業権
-  共同漁業権

罰則：委員会指示違反の知事命令違反  
1年以下の懲役・50万円以下の罰金等

京都海区漁業調整委員会事務局

[TEL] 0772-22-4438 [Eメール] kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp

# 京都海区漁業調整委員会指示一覧図

油餌を使用した釣漁法・はえなわ漁業の禁止（京都府海域全域）

3kW以内電球18個以内

N35°54.19'ライン

200m

200m

水深100m

2海里

2海里

久美浜周辺

網野東周辺

網野西周辺

久美浜周辺

冠島周辺

舞鶴東周辺

舞鶴西、宮津及び伊根周辺

兵庫県

至徳埼

福井県

### ■火光利用釣漁法の制限

#### 【禁止区域】

経ヶ岬以東…定置漁具から概ね2500m

経ヶ岬以西…定置漁具から概ね1000m

冠島西側…定置漁具から概ね300m  
(3月1日～4月31日)

#### 【制限条件】

-  3kW以内電球18個以内
-  3kW以内電球18個以内
-  3kW以内電球18個以内

### ■油餌釣漁法及びはえなわ漁業の制限

油餌を使用した釣漁法、はえなわ漁業を京都府海域全域で禁止

令和6年3月31日まで有効

-  定置漁業権
-  共同漁業権

罰則：委員会指示遵守の知事命令違反  
1年以下の懲役・50万円以下の罰金等

京都海区漁業調整委員会事務局

[TEL] 0772-22-4438 [Eメール] kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp